

メディケア湖南居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等

電話 077-563-5981 FAX 077-563-5991

営業日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、8月13日から16日、12月29日から1月3日までを除く
営業時間	午前9時から午後5時まで

- 営業日・営業時間以外の連絡先 電話 090-3496-5746
- 営業日・営業時間以外でもお気軽にご相談ください。(事前にお電話でご予約ください)
担当 兼 高 さ おり
ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 当事業所の概要

事業所名	メディケア湖南居宅介護支援事業所
所在地	滋賀県草津市草津3丁目14-44
事業所の指定番号	2570601985
サービスを提供する通常の事業実施地域	大津市 草津市 守山市 栗東市 野洲市 *上記以外でも、ご希望があればご相談ください。

3. 当事業所の法人概要

名称	株式会社まごころ
所在地	滋賀県甲賀市水口町山3938-41
法人種別	営利法人

4 当事業所の従業員

(令和6年7月1日現在)

	員数	業務内容	勤務体制
管理者 (主任介護支援専門員)	1名	従業者の管理および業務状況の把握・管理・苦情処理	常勤
介護支援専門員	3名	介護相談・サービス計画の作成・調整	常勤2名 非常勤1名

5. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護者等の心身の状況・環境に応じ利用者の希望にそった介護サービス計画を作成し、適切なサービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
事業の方針	本事業は利用者の意思及び人格を尊重し可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように行う。

6. 提供するサービスの内容と料金

内容	提供方法
居宅サービス計画の作成	お客様とともに必要な援助や過ごし方を考え、お客様の希望に基づき複数

成と各サービス提供事業者との調整	のサービス事業所等を紹介、説明を行います。 サービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画を作成し、各サービスの利用に関する事業者との調整をします
------------------	---

お客様自身によるサービスの選択	お客様自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。
-----------------	--

サービスの実施状況および課題の把握	1ヶ月に1回以上、担当の介護支援専門員がお客様のお宅にうかがって、サービス内容が適切かなどについて話し合います。
-------------------	--

医療機関との連携	医療における連携を円滑に行うために情報の共有を行います。 医療機関へ入院する必要が生じた場合においては、担当する介護支援専門員の連絡先を当該医療機関へお伝えください。
----------	--

給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、また、サービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して、給付管理をおこないます。
------	---

要介護(要支援)認定等の協力、援助	お客様が要介護認定、要支援認定の変更や、更新認定を受ける事について申請を代わっておこなったり、その他必要な援助をおこないます。
-------------------	---

お客様からの相談の対応	介護保険や介護に関して、相談をお受けします。
-------------	------------------------

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況については別紙にて説明を行います。

【人権の擁護・虐待の防止について】

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため委員会を設置し、指針の整備を行います。また担当者を置き従業者に対する研修を定期的に開催します。

【プライバシー(個人情報)の保護】

当事業所がサービスを提供するさいに、お客様やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などのお客様へのサービス提供のために必要な業務また、同法人内においての資質向上を目的とした会議以外では使用せず、決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、お客様の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめお客様に説明し同意書に署名捺印をいただきます。

【緊急時・事故等の対応】

利用者の病状の急変又は事故、その他緊急事態が生じた場合速やかに主治医等医療機関へ連絡します。

非常災害の発生時にはその事業が継続できるよう他の事業所等との連携及び協力を構築します。

【料金等】

利用料	厚生労働省の告示上の額による利用料 要介護1又は要介護2の場合 11,620円となります。 要介護3、要介護4又は要介護5の場合 15,097円となります。 特定事業所加算Ⅲ 3,456円が上記金額に加算となります。 ※当事業所においては、質の高いケアマネジメントを実施することを目的とし、主任介護支援専門員の配置等人員配置要件の整備、また法定研修等における実習生の受け入れ等人材育成に関する協力体制を整備することにより特定事業所加算の算定をしています。 その他加算を算定した場合 (一ヶ月に付き) ○ 初回加算 3,210円 ※新規、もしくは要支援者が要介護認定を受けた時に居宅サービス計画を作成する場合。 要介護状態区分が2段階以上変更された時に居宅サービス計画を作成する場合に算定。 ○ 入院時情報連携加算(I) 2,675円 入院時情報連携加算(II) 2,140円 ※(I)介護支援専門員が医療機関に入院した日の内に情報提供を行った場合。(II)医療機関に
-----	---

入院の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合に算定。		
<input type="radio"/> 緊急時等居宅カンファレンス加算		2,140円
※医療機関の求めにより同職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じ居宅サービス等の利用調整を行った場合に算定。		
<input type="radio"/> 退院退所加算		
	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1回	4,815円	6,420円
連携 2回	6,420円	8,025円
連携 3回	×	9,630円

※医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際に、関係職員と面談し情報収集したうえでケアプランを作成した場合、またカンファレンス等に参加することで3回を上限に算定。

ターミナルケアマネジメント加算 4,280円

※在宅で看取られた末期の悪性腫瘍の利用者に対し、同意を得、14日以内の訪問や主治医等への情報提供等により算定。

通院時情報提供連携加算 535円

※お客様が医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い当該情報を踏まえてケアプランを作成した場合算定。

※看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価として一連のプロセス、書類の整備を行っている場合給付管理がなくても居宅介護支援費を算定。

※お客様に介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません。（全額介護保険より負担されます。）

※ただし、お客様が以前に保険料の滞納がある場合は、お客様より料金をいただき、当事業所が発行する指定居宅介護支援提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。

お客様のお宅が当事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、下記のとおり交通費の実費をいただきます。

交 通 費

- 1 通常の事業実施地域を越えた地点より片道10km未満 300円
- 2 通常の事業実施地域を越えた地点より片道10km～片道20km未満 500円
- 3 上記項目2の距離を越える場合は、距離を10km増すごとに200円を加算する
- 4 タクシーを利用した場合は実費負担

7. 料金の支払い時期と支払方法

原則として法定代理受領となります。上記等の場合（ただし書き）は1ヶ月に1回の支払いとなります。

8. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、いつでも変更できます。お気軽に事業所などにご相談ください。

9. 解約

1. お客様は当事業所に対し、契約書に添付した「解約の通知」を解約する日までに事業所に届け出ていることによって、この契約を解約することができます。ただし、緊急の入院など、やむをえない場合はこの限りではありません。
2. 当事業所は、事業の廃止などやむを得ない事情がある場合、お客様に対して契約終了日1カ月前までに理由を示した文章でお知らせすることにより、契約を解約することができます。この場合、当事業所は他の居宅介護支援事業所に関する情報を伝えするなど、お客様が続けて、滞りなく介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。

10. 契約の終了

つぎの場合には、自動的に契約は終了します。

1. お客様が介護保険施設に入所した場合

- 介護保険施設へ入所するにあたっては、必要な支援をおこないます。
2. お客様が要介護または要支援でなくなった場合
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要な支援をおこないます。
 3. お客様がお亡くなりになった場合

11. 損害賠償

お客様に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、お客様に賠償をいたします。

12. 相談・苦情窓口

つぎのことについてご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

① 当事業所が提供するサービスについて

② 居宅サービス計画にもとづいて提供している各サービスについて

苦情・相談係 担当 兼高 さおり	草津市草津3丁目14-44 電話番号 077-563-5981
---------------------	------------------------------------

当事業所以外でも、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

機 関 名	電話番号
大津市 介護保険課	077-528-2753
草津市 介護保険課	077-561-2369
守山市 介護保険課	077-582-1127
栗東市 長寿福祉課	077-551-0281
野洲市 高齢福祉課	077-587-6074
滋賀県国民健康保険団体連合会	077-522-0065

令和 年 月 日

居宅介護支援について、本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 滋賀県草津市草津3丁目14-44

名称 メディケア湖南居宅介護支援事業所

説明者

氏名

私は本書面により事業者から重要な事項の説明を受けました。

(ご本人) 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

(成年後見人) 住所

氏名